

海外安全対策情報（平成27年4月～6月期）

1. 深夜のアルコールの小売販売禁止、公共飲酒の禁止

「酒類規制法」の施行に伴い、4月1日から、深夜時間帯（午後10時30分～午前7時）のスーパー・コンビニ等での酒類の販売と公道・公園等の公共空間における飲酒が禁止されています。自宅やホテル室内のほか、屋外であってもコンドミニアム敷地内のバーベキュー場など私的な空間は規制対象に含まれません。

2. シャングリラ・ホテル付近における検問突破、発砲事案

5月31日未明、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)が開催されていたシャングリラ・ホテル付近の公道上の警察検問所で、停止命令を無視して暴走した車両に対して警察が発砲し、男性1人が死亡、2人が逮捕されました。警察発表によると、車両は会議の警備のために設置されたバリケードに突っ込んだとのこと。拘束された1人の所持品から、薬物とみられる物質が見つかっています。(逮捕された2人はのちに薬物所持等の罪で起訴された。)警察の発砲による死亡事案は2008年以来、7年ぶりです。

3. 過激化した若者2人の拘束

当国内務省は、5月27日、ソーシャルネットワークサービス等を通じて過激思想に感化され、イスラム過激派組織「ISIL」への支持・参加計画をしていた17歳と19歳の男子学生を国内治安法に基づき拘束したことを発表しました。19歳の学生については、ISILに参加するためシリアへの渡航を計画し、もし、渡航が叶わない場合には国内で公共施設、政府要人を標的としたテロを計画し仲間を募っていたとのことです。